

概要版

第2次 匝瑳市障害者計画

計画期間▶平成29年度から平成33年度まで【5年間】



～ 安心して、地域で暮らせるまちづくり ～



「匝瑳市障害者計画」は、匝瑳市が取り組むべき障がい者施策・福祉事業などについての実施方針を示すものです。

本計画の下、障がい者にかかわる多様な施策を推進することにより、障がい者が生活しやすい社会基盤を整えていくことはもちろん、地域に人々の笑顔があふれ、全ての市民が互いの人格と個性を認め合いながら思いやり、共に支え合う、誰もが安心して地域で暮らせるまちを目指します。

※「障害」・「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字について、障がい者の中には良くない印象をお持ちの方がいる可能性に配慮し、基本的には「障がい」とひらがなで表記しています。ただし、国の法令や制度、事業名称などの固有名詞等については漢字で表記しています。

千葉県 匝瑳市

匝瑳市の障がい者数

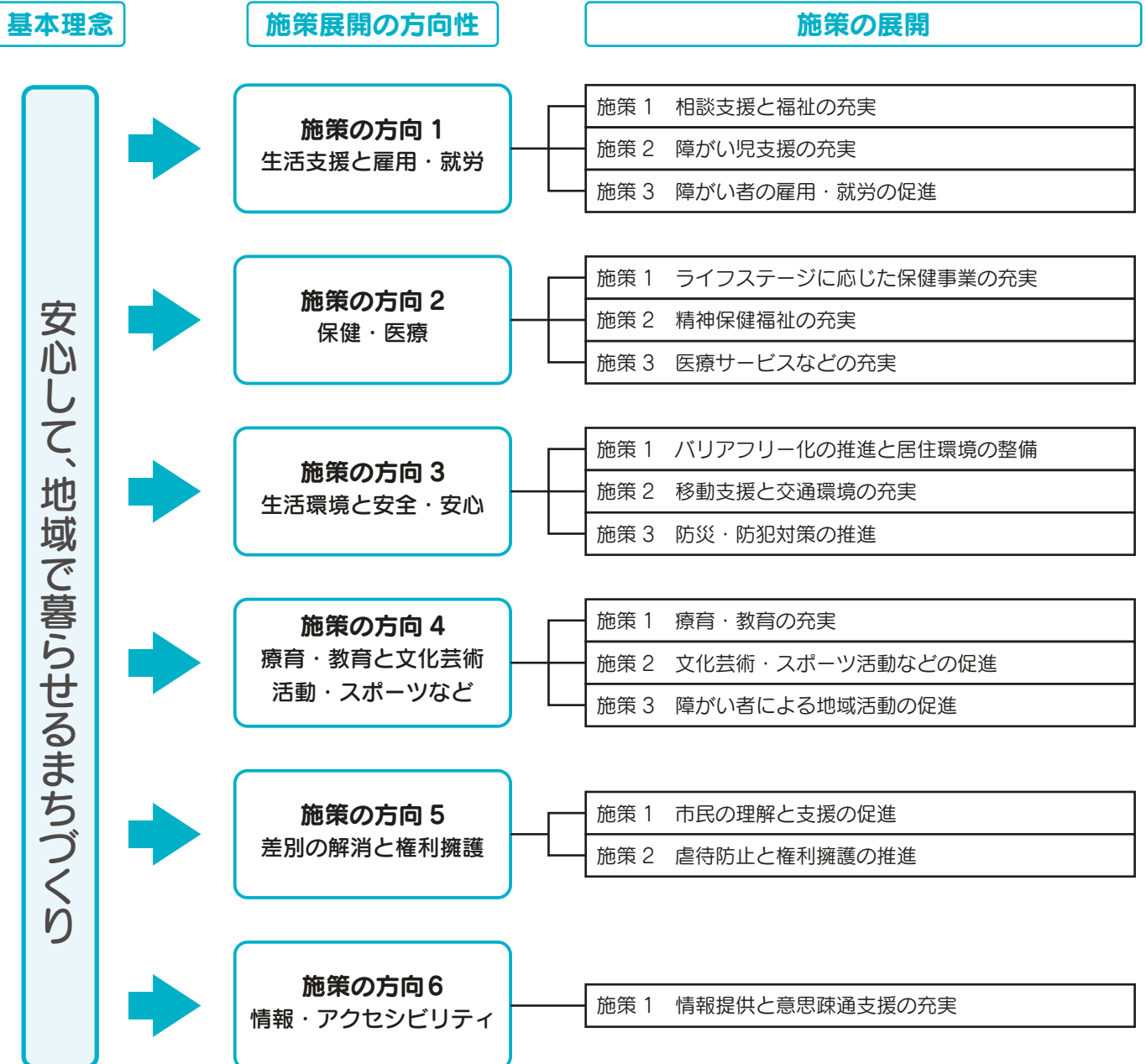
障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数の推移をみると、平成24年以降増加傾向にあり、平成28年における障がい者数は1,756人、対人口比は4.6%となっています。

障がい者別にみると、身体障がい者はほぼ横ばいですが、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向で推移しています。



施策の体系

基本理念の下、施策展開の方向性と、施策の展開を体系図に表すと以下のとおりとなります。



※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

施策の方向1 生活支援と雇用・就労



- ・障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障することにあります。
- ・障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいにもなります。
- ・障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質（QOL※）の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

※QOL: Quality of Lifeの略。直訳すると「生活の質」であり、人間らしく、満足して、幸せに生活しているかを評価する概念。

- ・一般雇用、福祉的就労など、障がい者の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の拡大を図ります。

施策1 相談支援と福祉の充実

1) 相談支援体制の整備

相談支援事業／地域における相談支援体制の強化

2) サービス提供体制の整備

障害福祉サービス／地域生活支援事業／自立支援医療／補装具の給付

3) 生活安定施策の推進

施策・制度の周知／公的年金・各種手当などの支給／生活福祉資金の貸付

施策2 障がい児支援の充実

1) 発達相談・支援の充実

早期療育などに関する保護者への啓発／発達相談／障がい児の保護者などに対する支援

2) 育ちの環境の充実

障がい児保育の充実／放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ
／児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの確保

施策3 障がい者の雇用・就労の促進

1) 雇用の促進

障がい者雇用の啓発／障がい者雇用支援制度の活用促進／障がい者が働きやすい職場づくりの啓発

2) 職業能力の開発と就労支援

県立障害者高等技術専門校などとの連携／就労移行支援事業の推進／障がい者の職業相談・就労支援

3) 福祉的就労の場の拡充

障がい者就労施設などの充実／就労施設の運営支援／障がい者による生産品などの優先調達の推進



施策の方向2 保健・医療



- ・障がいの原因には、先天性のものと後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育を図るとともに、障がいの発生予防に努めることが重要です。
- ・障がい者には、定期的な医療を必要とする人もおり、特に難病の人は精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たします。
- ・全ての市民の障がいの発生予防と早期発見・対応に努めるとともに、障がいの程度や種類に応じて適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

施策1 ライフステージに応じた保健事業の充実

1) 母子保健事業などの推進

妊婦・乳幼児の健康診査／保健指導活動／早期療育の推進

2) 成人保健事業の推進

健康診査の受診勧奨と健診事後指導／生活改善の働きかけ／各種保健事業

施策2 精神保健福祉の充実

1) 心の健康づくりの啓発と取組の推進

精神障がいに関する普及啓発の推進／思春期の精神保健対策の推進／心の健康づくりの推進

2) 精神障がい者などへの支援の充実

精神障がい者に対する支援の充実／精神障がい者の家族に対する支援

施策3 医療サービスなどの充実

1) 医療・リハビリテーションの充実

医療機関などの情報提供／医療費助成の周知と適切な給付

／広域連携によるリハビリテーションの体制整備／高次脳機能障がいへの対応

2) 難病患者に対する支援の充実

情報提供の推進／ニーズの把握と支援の充実／難病療養者給付金の支給



施策の方向3 生活環境と安全・安心



- ・障がい者をはじめ、高齢者や乳幼児、誰にとっても暮らしやすい生活環境の整備が必要です。そのため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン※の視点から、快適で安全・安心なまちづくりを推進します。

※ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード(施設や製品など)からソフト(教育や文化、サービスなど)に至るまで多岐にわたる。

- ・災害時の要支援者となる障がい者や高齢者などは、地域における特別な支援が必要であり、市民の協力を得ながら障がい者などの状況に応じた避難支援体制の構築を図ります。

施策1 バリアフリー化の推進と居住環境の整備

1) 生活環境のバリアフリー化の推進

障がい者に配慮したまちづくりの推進／公共施設におけるバリアフリー化
／建築物のバリアフリー化

2) 居住環境の整備

住宅改造の推進／多様な住まいの確保

施策2 移動支援と交通環境の充実

1) 移動支援の充実

社会参加促進事業／タクシー利用助成事業／福祉カー貸付事業

2) 交通環境の整備

歩道の整備、段差の解消／交通バリアフリー化の推進／交通安全教育の推進

施策3 防災・防犯対策の推進

1) 防災・災害時対応体制の充実

防災知識の普及と防災意識の啓発／施設などにおける防災訓練／日常生活用具の利用促進
／災害時要支援者台帳の整備・更新／避難行動要支援者などの支援体制づくり
／障がい者に配慮した災害情報の提供／福祉避難所の確保

2) 防犯体制の整備

防犯対策の充実／消費者被害防止の啓発



施策の方向4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツなど

- ・障がい児が、将来、社会に出て自立していきいきと生活していくためには、その子が持っている可能性を最大限に伸ばし、自分の力で生活するための基礎・基本を身につけることが重要です。
- ・文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションなどは、生きがいや健康に資するだけでなく、障がい者の自立意欲の高揚や社会参加の促進など、生活の質の向上にもつながります。
- ・障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて支援・指導を受けられる療育・教育環境の充実を図ります。
- ・あらゆる年代における障がい者の文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。



施策1 療育・教育の充実

1) 療育に関する支援

経過記録の支援／匝瑳市マザーズホームの充実

2) 就学に関する相談支援

就学相談支援体制の充実／幼保小中連携巡回相談

3) 学校教育の充実

特別支援教育コーディネーターの配置／特別支援教育の充実／進路指導の充実
／交流教育と共同学習の推進

施策2 文化芸術・スポーツ活動などの促進

1) 文化芸術活動の促進

文化活動への参加機会の拡大／障がい者団体などの活動支援

2) スポーツ活動の促進

障がい者スポーツ大会などへの参加の促進／障がい者に配慮した施設整備の推進

施策3 障がい者による地域活動の促進

1) 地域活動への参加促進

障がい者団体への加入促進／ボランティア活動の参加促進

2) 地域交流の促進

地域交流の場づくり／行事やイベントなどにおける配慮の促進



施策の方向5 差別の解消と権利擁護



- ・障がいの有無にかかわらず、全ての市民が人格と個性を尊重し合い、共生社会の実現を図るため、市民が障がい者への理解を一層深めることが重要です。
- ・障がい者への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取組などを総合的に推進することが求められます。
- ・共生社会*の理念の普及を図ります。

※共生社会:

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者などが、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

- ・全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進します。
- ・市民によるボランティア活動や合理的配慮*などの実践を促進します。

※合理的配慮:

障がい者が、障がいの特性やそれぞれの状況によって生活の中で発生する困難さを取り除くために講じられる個別の調整や変更のこと。障がい者から何らかの助けの求めがあった場合、過度の負担にならない範囲で、可能な限り、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図る。

施策1 市民の理解と支援の促進

1) 広報・啓発活動及び福祉教育の推進

啓発・広報活動／「障害者の日」などの意識啓発／福祉教育の推進

2) 体験交流の促進

交流の場と機会の拡充／交流行事・イベントの開催支援

3) ボランティア活動の促進

ボランティア活動の支援／民生委員・児童委員活動の支援／活動の担い手の育成

施策2 虐待防止と権利擁護の推進

1) 障がい者虐待の防止

障がい者虐待防止の啓発と適切な対応／虐待防止ネットワークの構築

2) 権利擁護の推進

成年後見制度の普及と利用支援／日常生活自立支援事業

3) 差別的扱いの禁止と合理的配慮

障がい者差別解消への対応／選挙における配慮／合理的配慮の提供などに関する啓発



施策の方向6 情報・アクセシビリティ



- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活や福祉に関する様々な情報を必要なときに入手でき、必要に応じて相談できる環境が必要です。
- ・情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を図りながら、障がい者の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化を推進します。

施策1 情報提供と意思疎通支援の充実

1) 情報提供の充実

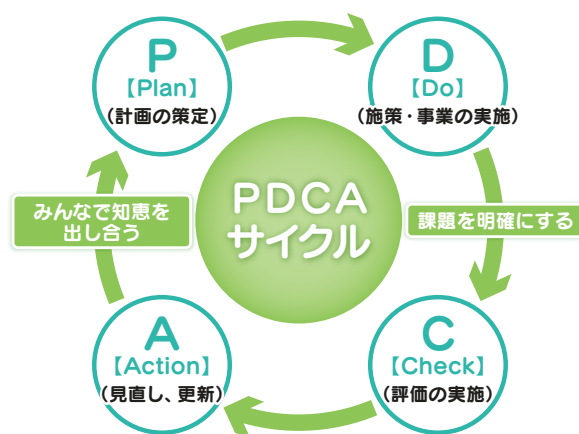
情報提供体制の充実／情報提供媒体の多様化

2) 意思疎通支援の充実

意思疎通支援事業／障害者等日常生活用具給付等事業／ICT機器などの活用

計画の進行管理

- 庁内関係各課、福祉、保健及び医療の関係者などとの連携を図るとともに、全ての市民や関係機関の理解や協力を得ながら、事業の総合的な推進を図ります。
- 計画期間中は、福祉課が中心となり、各種団体・関係機関及び庁内関係各課などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法などについて改善に努めます。
- 改善策の具現化に向けては、必要に応じて障害者自立支援協議会や関係機関との間で協議を行います。



第2次匝瑳市障害者計画 概要版

平成29年3月

発行 匝瑳市

編集 匝瑳市福祉課【福祉事務所】

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2

電話：0479-73-0096 FAX：0479-72-1116

ホームページアドレス：<http://www.city.sosa.lg.jp/>

Eメール：f-shogai@city.sosa.lg.jp